

## 複数の者に対する行政指導個別票

|                      |  |
|----------------------|--|
| 所管局部課(担当)名<br>(電話番号) | 環境局環境管理部環境管理課(環境保全対策グループ) (06-6615-7923)   |
| 処分課(担当)名             | 同上   |
| 行政指導の名称              | 建設作業に係る騒音・振動防止等の指導並びに自主管理の推進   |
| 関連する<br>他局の名称        |  |
| 概要                   | 騒音規制法(昭和43年法律第98号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)及び大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成6年条例第6号)の定める目的の達成並びに建設作業から発生する大気汚染物質の排出を抑制し、本市域内で行われる建設作業に係る公害を未然に防止するための必要な指導事項を定め、もって市民の健康で快適な生活環境の保全を図る。 |
| 根拠となる要綱等             | 建設作業に係る指導方針<br>( <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000199020.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000199020.html</a> )                     |
| 行政指導指針               | 建設作業から発生する騒音、振動並びに大気汚染物質等の排出抑制に努めるとともに、施主、施工者の責務、公害防止技術や自主管理に関する事項を定め推進することにより、本市域内で行われる建設作業に係る公害の未然防止を図る。   |
| ホームページ               | <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000199020.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000199020.html</a>  |
| 備考                   |  |